

1月30日に建設消防委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 平成24年度新規政策・事業等概要について ●

～内容～

本委員会が所管する事業で平成24年度の新規政策・事業等の概要について、当局が財政部局への要望の段階で説明を受け、調査を行った。

清音神在本線整備事業に伴う道路改良事業

真壁支線3156号道整備事業

消防署昭和出張所庁舎移転新築事業

消防緊急通信指令施設整備事業

消防救急無線デジタル化整備事業

～質疑～

問：清音神在本線整備事業に伴う道路改良事業の拡幅工事をする場所はどこか。

答：新興工業から神在小学校までの路線を5メートルに拡幅する予定である。

問：整備予定の真壁支線3156号道とはどこか。また、事業実施年度はいつか。

答：カルピス工場の東側で、井原線の引き込み用地を利用する予定である。事業年度については平成24年から26年を予定していたが、財政上の都合で1年繰り下げて、平成25年度が設計委託、27年度が工事請負を実施する予定である。

● 現在計画期間中のもので、法律により策定が義務づけられた行政計画及び法律に策定することができるように規定され、それに基づき策定された行政計画について ●

～内容～

現在計画期間中のもので、法律により策定が義務付けられた行政計画及び法律に策定することができるように規定され、それに基づき策定された行政計画のうち、本委員会の所管する下記の5計画について、策定の根拠法令、計画期間、計画の概要などの説明を受け、議決事件に追加する計画として議会運営委員会に報告するものがあるかどうかを調査した。

その結果、本委員会として、「総社市都市計画マスタープラン」を議決事件として追加する旨、議会運営委員会へ報告することを決定した。

総社市都市計画マスタープラン

地区計画

都市再生整備計画

総社市建築行政マネジメント計画

総社市耐震改修促進計画

～質疑～

問：5つの計画のうち、どれかを議決事件とした場合に、当局として問題が生じることがあるか。

答：都市計画マスタープランは岡山県南広域都市計画区域マスタープランと連動しているので、議決内容にもよるが、整合性が保てない可能性がある。

～自由討議～

- 総社市都市計画マスタープランを議決事件に加えてはどうか。
- 総社市都市計画マスタープランは平成20年から37年までの18年の計画である。5年に1回は見直しが必要ではないか。
- 都市計画審議会で話し合うことに対して、議会の意見が反映されるようにしてもらいたい。